

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年3月31日
【発行者の名称】	株式会社ぼすとめいとホールディングス (Postmate Holdings, Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO 鈴木 淳
【本店の所在の場所】	岡山県岡山市北区厚生町三丁目1番15号岡山商工会議所2階
【電話番号】	086-221-1105 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 栗原 福子
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ぼすとめいとホールディングス https://www.postmate-hd.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/
【投資者に対する注意事項】	
1	TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。
2	発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3	TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4	東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第4期 (中間)	第5期 (中間)	第3期	第4期
会計期間	2024年12月	2025年12月	2024年6月	2025年6月
売上高 (千円)	632,197	609,543	1,327,940	1,268,483
経常利益 (千円)	6,467	35,012	61,307	55,352
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 (千円)	31,105	33,404	20,601	60,566
中間包括利益又は包括利益 (千円)	31,105	33,404	20,601	60,566
純資産額 (千円)	59,101	121,965	27,995	88,562
総資産額 (千円)	797,268	734,668	802,798	790,941
1株当たり純資産額 (円)	249.83	515.56	118.34	374.36
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	131.49	141.20	102.01	256.02
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	7.4	16.6	3.5	11.2
自己資本利益率 (%)	52.6	31.7	73.6	103.9
株価収益率 (倍)	10.0	—	—	5.1
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	17,119	△12,885	101,756	105,286
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△3,416	10,793	△3,472	△16,618
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△22,492	△17,835	△15,187	△100,885
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	145,086	121,730	153,876	141,658
従業員数 (外、臨時雇用者数) (人)	131 (200)	122 (203)	135 (187)	126 (199)

(注) 1. 当社は、第4期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、第3期の中間連結財務諸表は記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、第3期から第5期中間連結会計期間において潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第3期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

4. 第5期中間連結会計期間の株価収益率については、当社株式の市場取引がないため記載しておりません。

5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を()外数で記載しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及びその関係会社）が営む事業について重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

セグメント名称	従業員数（人）
保育事業	120 （201）
ビルメンテナンス事業	2 （1）
コンサルティング等事業	0 （1）
合計	122 （203）

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 発行者の状況

当社は純粋持株会社であるため、記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、景気の緩やかな回復が見られましたが、原材料価格の高騰や天候の不順による物価上昇など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の中、岡山市においては、放課後児童クラブの待機児童数解消に向け、市による新たな整備・運営補助金制度の導入をし、2025年12月には、当制度により市の基準を満たして開設された施設について、利用者が安心して利用いただけるよう認定通知書の発行をしました。当社グループも保育事業において、岡山市認定放課後児童クラブのぼすとめいとクラブを昨期3施設（平井、鹿田、伊島）、今期7月に1施設（大元）開設し、地域の子育て環境整備へ積極的に取り組んでおります。

また、保育園の運営では、課題である園児の充足率を高める為、昨期新設した「ヘルプ手当」「異動手当」を引き続き運用することで、社員が働きやすい環境を整え、機動的な保育士配置を実現しております。

上記の結果、当中間連結会計期間（2025年7月～2025年12月）の売上高は609,543千円（前年同期比3.6%減）、営業利益は39,802千円（前年同期比684.6%増）、経常利益は35,012千円（前年同期比441.4%増）、親会社株主に帰属する中間純利益は33,404千円（前年同期比281.2%増）となりました。

（保育事業）

当社グループの基幹事業である保育事業については、園児の充足率が前年同水準で推移しました。人件費をはじめ、きめ細かい経費コントロールにより売上高は546,326千円（前年同期比0.3%減）となりました。一方、セグメント利益（営業利益）は31,705千円（前年同期比281.2%増）となりました。

（ビルメンテナンス事業）

ビルメンテナンス事業については、主にリフォームの受注減により、売上高は59,721千円（前年同期比24.8%減）となりました。一方、セグメント利益（営業利益）は6,469千円（前年同期は営業損失3,029千円）となりました。

（コンサルティング等事業）

コンサルティング等事業については、保育所開設コンサル等がありましたが、売上高は3,496千円（前年同期比26.5%減）となり、セグメント利益（営業利益）は446千円（前年同期比6.7%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は121,730千円（前年同期比23,355千円減）となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により、12,885千円の支出（前年同期は17,119千円の収入）となりました。収入の主な内訳は、税金等調整前中間純利益46,909千円、減価償却費18,250千円、売上債権の増減額（△は増加）6,979千円の減少、のれん償却額3,062千円であります。一方、支出の主な内訳は、補助金収入11,897千円、仕入債務の増減額（△は減少）4,258千円の減少、法人税等の支払額24,935千円、その他（資産・負債の増減額）26,133千円の減少であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により、10,793千円の収入（前年同期は3,416千円の支出）となりました。収入の主な内訳は、補助金の受取額11,897千円、敷金返還による収入379千円であります。一方、支出の主な内訳は有形固定資産の取得による支出190千円、無形固定資産の取得による支出168千円、保険積立金の積立による支出1,116千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により、17,835千円の支出（前年同期は22,492千円の支出）となりました。収入の内訳は、短期借入金の純増加額25,490千円であります。一方、支出の内訳は、長期借入金の返済による支出43,325千円であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループは受注活動を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりです。

(単位：千円)

セグメント名称	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)	前年同期比 (%)
保育事業	546,326	△0.3
ビルメンテナンス事業	59,721	△24.8
コンサルティング等事業	3,496	△26.5
合計	609,543	△3.6

(注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。

2. 主要な相手取引先別の販売実績及び総販売実績に対する割合

相手先	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)		当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
公益社団法人児童育成協会	275,076	43.51	249,667	40.96
岡山市	82,808	13.10	108,403	17.78

(注) 販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満の取引先については重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、前連結会計期間の発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、フィリップ証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2021年10月27日にフィリップ証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

< J-Adviser 契約解除に関する条項 >

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事

業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限り)甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと思われるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場

合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を（株東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなること）が確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
 - d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
 - e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑩ 全部取得
甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。
 - ⑪ 株式売渡請求による取得
特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合
 - ⑫ 株式併合
甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合
 - ⑬ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
 - ⑭ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

< J - A d v i s e r 契約解除に係る事前催告に関する事項 >

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りには不確実性を伴うため、実際の金額は見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

当中間連結会計期間の総資産は、前連結会計年度末に比べ56,273千円減少し、734,668千円となりました。流動資産は、前連結会計年度末に比べ34,404千円減少し、192,548千円となりました。これは主に、現金及び預金が19,927千円減少したことに加え、その他が7,546千円減少したことなどによるものです。固定資産の残高につきましては、前連結会計年度末に比べ21,868千円減少し、542,119千円となりました。これは主に、減価償却費の計上等により有形固定資産が18,246千円減少したことに加え、のれん償却により無形固定資産が合計3,589千円減少したことによるものです。

(負債の部)

当中間連結会計期間における負債の残高は、前連結会計年度末に比べ89,677千円減少し、612,702千円となりました。流動負債は、前連結会計年度末に比べ48,646千円減少し、267,822千円となりました。これは主に、賞与引当金が20,779千円減少したことや、その他が16,757千円減少したことなどによるものであります。固定負債の残高につきましては、前連結会計年度末に比べ41,030千円減少し、344,879千円となりました。これは主に、長期借入金の返済により長期借入金残高が40,150千円減少したことによるものです。

(純資産の部)

当中間連結会計期間の純資産は、前連結会計年度末に比べ33,404千円増加し、121,965千円となりました。これは、親会社株主に帰属する中間純利益33,404千円を計上したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

「1 業績等の概要 (1) 業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「4 事業等のリスク」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの分析

「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当中間連結会計期間においては、減価償却費の計上の影響により、固定資産は前連結会計年度末比で21,868千円減少しております。

2【主要な設備の状況】

(1) 発行者

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 子会社

2025年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)				従業員数 (人)
				建物及び構 築物	土地 (面積㎡)	その他	合計 (千円)	
(株) マイスタイル	認可保育所ポストメイト保育園・岡山陵南(岡山市北区)ほか、小規模認可保育所2施設、認可外保育施設12施設、学童保育施設5施設、本社	保育事業	保育施設及び学童保育施設内設備	366,361	—	24,328	390,690	120 (201)
(株) ポストメイト	本社(岡山市北区)	ビルメンテナンส์事業	事業用設備	—	—	2,032	2,032	2 (1)
(株) アイムファイン	アイムファインビル(岡山市南区)ほかアパート1施設、保育園1施設、本社	コンサルティング等事業	保育施設 アパート (注) 4	44,107	47,359 (1,282)	417	91,885	0 (1)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. (株)アイムファインの保育施設については(株)マイスタイルへ賃貸しております。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数の年間平均人員数を()外数で記載しております。

4. コンサルティング等事業におけるアパートとは、保育事業従業員向けの宿舍です。なお、賃借料(従業員負担分)は、年間96千円見込んでおります。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2025年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年3月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	940,000	703,432	236,568	236,568	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	940,000	703,432	236,568	236,568	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

該当事項はありません。

(6) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
鈴木 淳	岡山市北区	236,468	99.96
株式会社ALESYS	岡山市北区	100	0.04
計	—	236,568	100.00

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 236,500	2,365	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 68	—	—
発行済株式総数	236,568	—	—
総株主の議決権	—	2,365	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 2025年7月から2025年12月までの期間において、売買実績はありません。

3 【役員の状況】

2025年9月30日付の発行者情報 (東京証券取引所) 公表日以降、本中間発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。また、当社の中間連結財務諸表は、第2種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計年度（2025年7月1日から2025年12月31日まで）の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年6月30日)		当中間連結会計期間 (2025年12月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		141,658		121,730
売掛金		40,240		36,604
完成工事未収入金		3,343		—
原材料及び貯蔵品		1,880		1,928
その他		39,830		32,284
流動資産合計		226,953		192,548
固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物（純額）	※1	418,390	※1	410,468
土地	※1	47,359	※1	47,359
建設仮勘定		11,099		—
その他（純額）		25,941		26,716
有形固定資産合計	※2	502,791	※2	484,545
無形固定資産				
ソフトウェア		3,211		2,684
のれん		8,677		5,615
無形固定資産合計		11,888		8,299
投資その他の資産				
繰延税金資産		1,519		1,528
その他		47,788		47,746
投資その他の資産合計		49,307		49,274
固定資産合計		563,988		542,119
資産合計		790,941		734,668
負債の部				
流動負債				
買掛金		11,923		7,665
短期借入金		6,000		31,490
1年以内返済予定長期借入金	※1	92,306	※1	89,131
未払法人税等		24,901		13,481
契約負債		26,171		15,699
未払金		86,866		79,592
賞与引当金		30,277		9,498
その他		38,022		21,264
流動負債合計		316,469		267,822
固定負債				
長期借入金	※1	332,910	※1	292,760
資産除去債務		50,219		50,411
その他		2,780		1,707
固定負債合計		385,910		344,879
負債合計		702,379		612,702
純資産の部				
株主資本				
資本金		47,500		47,500
資本剰余金		75,296		75,296
利益剰余金		△34,234		△830
株主資本合計		88,562		121,965
純資産合計		88,562		121,965
負債純資産合計		790,941		734,668

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益損益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)		当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)	
売上高	※1	632,197	※1	609,543
売上原価		392,068		355,684
売上総利益		240,128		253,858
販売費及び一般管理費	※2	235,055	※2	214,056
営業利益		5,073		39,802
営業外収益				
受取利息		25		122
助成金収入		1,732		719
還付金収入		—		856
雑収入		3,308		908
営業外収益合計		5,067		2,607
営業外費用				
支払利息		3,673		3,400
雑損失		—		3,996
営業外費用合計		3,673		7,397
経常利益		6,467		35,012
特別利益				
補助金収入		32,454		11,897
特別利益合計		32,454		11,897
税金等調整前中間純利益		38,921		46,909
法人税、住民税及び事業税等		7,815		13,515
法人税等調整額		—		△9
法人税等計		7,815		13,505
中間純利益		31,105		33,404
親会社株主に帰属する中間純利益		31,105		33,404

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
中間純利益	31,105	33,404
中間包括利益	31,105	33,404
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	31,105	33,404

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2024年7月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	47,500	75,296	△94,800	27,995	27,995
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する中間純利益			31,105	31,105	31,105
当中間期変動額合計			31,105	31,105	31,105
当中間期末残高	47,500	75,296	△63,695	59,101	59,101

当中間連結会計期間（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	47,500	75,296	△34,234	88,562	88,562
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する中間純利益			33,404	33,404	33,404
当中間期変動額合計			33,404	33,404	33,404
当中間期末残高	47,500	75,296	△830	121,965	121,965

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	38,921	46,909
減価償却費	17,676	18,250
のれん償却額	3,062	3,062
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△8,645	△20,779
受取利息及び受取配当金	△25	△122
支払利息	3,673	3,400
補助金収入	△32,454	△11,897
売上債権の増減額 (△は増加)	14,149	6,979
棚卸資産の増減額 (△は増加)	2,338	△47
仕入債務の増減額 (△は減少)	△5,854	△4,258
その他	△10,624	△26,133
小計	22,217	15,364
利息及び配当金の受取額	25	122
利息の支払額	△3,711	△3,437
法人税等の支払額	△1,411	△24,935
営業活動によるキャッシュ・フロー	17,119	△12,885
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△32,654	△190
無形固定資産の取得による支出	△432	△168
敷金差入による支出	△2,139	△8
敷金返還による収入	295	379
保険積立金の積立による支出	△1,286	△1,116
保険積立金の積立解約による収入	347	—
補助金の受取額	32,454	11,897
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,416	10,793
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額	29,000	25,490
長期借入金の返済による支出	△51,492	△43,325
財務活動によるキャッシュ・フロー	△22,492	△17,835
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△8,789	△19,927
現金及び現金同等物の期首残高	153,876	141,658
現金及び現金同等物の中間期末残高	145,086	121,730

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 株式会社マイスタイル
株式会社ポストメイト
株式会社アームファイン

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産

(イ) 原材料及び貯蔵品

主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(ロ) 未成工事支出金

主として個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～47年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については合理的に見積もった貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの収益は主に、保育事業、ビルメンテナンス事業、コンサルティング等事業を提供したことによる収益であり、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合にはサービス提供期間にわたり定額で、又は進捗度に応じて収益を認識しております。

① 保育事業

保育事業においては、主に自治体との契約等に基づき契約期間において保育園等の運営を行うことにより、一定の補助金の収入を得ております。当該補助金については、自治体との契約等により定められた期間において、園児数、保育士数などの一定の要件に応じた保育園等の運営を行うことにより履行義務が充足されることとなりますので、契約期間にわたり収益を認識しております。

また、保護者との契約により園児等への保育サービスを提供することにより収入を得ております当該保育サービスについては、一定期間園児等を預かり、その期間内に一定の保育サービスを提供することで履行義務が充足されることとなります。保育サービスは、主に保育時間、食事等のサービスの提供を元に収益額が計算されます。サービスの提供に応じて履行義務が充足されますが、主に計算期間の単位を1ヶ月とし、月単位で収益を認識しております。

② ビルメンテナンス事業

主に建物のリフォーム工事、入退去時の修繕、定期清掃などの小規模な修繕工事や原状回復工事等のメンテナンス業務を行っております。メンテナンス業務については、顧客との契約に基づき履行する義務を負っております。契約における取引開始日から、完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約であるため、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

③ コンサルティング等事業

主に地方自治体又は国で募集される新設保育園の申請に関するサポート・ノウハウ提供を行う整備費申請業務、保育事業の開設サポート業務等のコンサルティング業務を行っております。新設する保育園の申請に関する業務については、顧客との契約に基づき申請に必要な情報の提供、助言又は資料作成を行い、申請を完了することで履行義務が充足されます。また、申請した保育園が整備費等の助成が決定されることで成功報酬に対する履行要件が充足されます。保育事業の開設サポート業務については、保育園運営に必要な書類・備品の準備、入園管理、ノウハウを提供することで履行義務が充足されます。申請完了及び開園によって履行義務が充足されますが、契約の締結時点と履行義務充足時点の二段階に分けて収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な現金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動については僅少なりスクしか負わない取得日から3か月以内に償却期限が到来する短期投資からなっております。

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用(法人税等)の算定方法)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該実効税率を乗じて計算する簡便的な方法を採用しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (2025年12月31日)
建物及び構築物	11,468千円	11,060千円
土地	26,349	26,349
計	37,817千円	37,409千円

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (2025年12月31日)
1年内返済予定長期借入金	4,160千円	11,623千円
長期借入金	21,285	45,466
計	25,445千円	57,089千円

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (2025年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	187,714千円	205,270千円

(中間連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。
顧客との契約から生じる収益の金額は、中間連結財務諸表「注記事項 (収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
賞与引当金繰入額	3,534千円	1,649千円
給料手当	42,879	32,530
法定福利費	11,837	8,612
役員報酬	34,920	29,760
支払手数料	31,754	30,059
地代家賃	38,673	36,898
採用経費	1,714	6,823
減価償却費	17,676	18,250
のれん償却額	3,062	3,062

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当中間連結会計期間 期首株式数 (株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (株)	当中間連結会計期間 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	236,568	—	—	236,568
合計	236,568	—	—	236,568

2 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当中間連結会計期間 期首株式数 (株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (株)	当中間連結会計期間 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	236,568	—	—	236,568
合計	236,568	—	—	236,568

2 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び現金同等物の中間期末残高は中間連結貸借対照表に記載されている現金及び預金残高と一致しております。

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の

金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は主に営業活動に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

定期的に金利の動向を把握し、固定金利・変動金利のバランスを勘案して対応することでリスクの軽減を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2025年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	425,216	419,132	△6,084
負債計	425,216	419,132	△6,084

当中間連結会計期間（2025年12月31日）

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	381,891	371,356	△10,535
負債計	381,891	371,356	△10,535

(注1) 「現金及び預金」「売掛金」「完成工事未収入金」「買掛金」「未払金」「短期借入金」については、現金であること又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2025年6月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2025年12月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2025年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	419,132	—	419,132
負債計	—	419,132	—	419,132

当中間連結会計期間（2025年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	371,356	—	371,356
負債計	—	371,356	—	371,356

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

投資有価証券

該当事項はありません。

負債

長期借入金

固定金利によるものは、同様の新規取引を行った場合に想定される利率で元利金の合計を割り引いて時価を算定しております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

(資産除去債務関係)

1 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

施設等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年～47年と見積り、割引率は0.3%～1.4%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
期首残高	48,879千円	50,219千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,145	—
時の経過による調整額	196	192
中間期末(期末)残高	50,219	50,411

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

注記事項の「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から当連結会計年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自2025年7月1日 至2025年12月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	56,450千円	43,583千円
顧客との契約から生じた債権(中間期末(期末)残高)	43,583千円	36,604千円
契約負債(期首残高)	23,699千円	26,171千円
契約負債(中間期末(期末)残高)	26,171千円	15,699千円

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループはサービス別に事業部を置き、事業部ごとに取り扱うサービスについて事業活動を行っております。当社グループは、事業部を基礎としたセグメントによって構成されており、「保育事業」「ビルメンテナンス事業」「コンサルティング等事業」の3つを報告セグメントとしております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の資産の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一となっております。報告セグメントの利益は、営業利益ベースでの数値です。セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益または損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 2024年7月1日 至 2024年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			計	調整額 (注) 1, 2	合計 (注) 3
	保育事業	ビルメンテ ナンス事業	コンサルテ ィング等事 業			
売上高						
顧客の契約から生じる収益	548,012	79,429	4,755	632,197	—	632,197
外部顧客への売上高	548,012	79,429	4,755	632,197	—	632,197
セグメント間の内部売上高	12,651	3,665	9,750	26,066	△26,066	—
計	560,663	83,044	14,505	658,263	△26,066	632,197
セグメント利益又は損失 (△)	8,287	△3,029	600	5,858	△785	5,073
セグメント資産	726,035	60,061	53,300	839,397	△42,129	797,268
その他の項目						
減価償却費	15,862	500	1,283	17,647	28	17,676
のれん償却額	—	1,343	1,719	3,062	—	3,062
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	32,654	—	—	32,654	432	33,087

(注) 1. セグメント利益の調整額には、全社費用の金額が含まれております。全社費用は主に販売費及び一般管理費であります。

2. セグメント資産の調整額は、セグメント間取引消去及び(株)ぼすとめいとホールディングスの資産であります。

3. セグメント利益の合計額は、中間連結財務諸表の営業利益と一致しております。

当中間連結会計期間（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			計	調整額 (注) 1, 2	合計 (注) 3
	保育事業	ビルメンテナ ランス事業	コンサルテ ィング等事 業			
売上高						
顧客の契約から生じる収益	546,326	59,721	3,496	609,543	—	609,543
外部顧客への売上高	546,326	59,721	3,496	609,543	—	609,543
セグメント間の内部売上高	7,650	4,205	20,196	32,051	△32,051	—
計	553,976	63,926	23,692	641,595	△32,051	609,543
セグメント利益	31,705	6,469	446	38,621	1,181	39,802
セグメント資産	674,059	52,796	53,465	780,322	△45,653	734,668
その他の項目	—	—	—	—	—	—
減価償却費	16,581	348	1,256	18,186	64	18,250
のれん償却額	—	1,343	1,719	3,062	—	3,062
有形固定資産及び無形固定資 産の増加額	190	—	—	190	168	358

(注) 1. セグメント利益の調整額には、全社費用の金額が含まれております。全社費用は主に販売費及び一般管理費であります。

2. セグメント資産の調整額は、セグメント間取引消去及び(株)ぼすとめいとホールディングスの資産であります。

3. セグメント利益の合計額は、中間連結財務諸表の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2024年7月1日 至 2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外に外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産が存在しないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先は記載のとおりです。

顧客の名称又は氏名	前中間連結会計期間売上高 (千円)	関連するセグメント名
公益財団法人児童育成協会	275,076	保育事業
岡山市	82,808	

当中間連結会計期間（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外に外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産が存在しないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先は記載のとおりです。

顧客の名称又は氏名	当中間連結会計期間売上高 (千円)	関連するセグメント名
公益財団法人児童育成協会	249,667	保育事業
岡山市	108,403	

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2024年7月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2024年7月1日 至 2024年12月31日）

(単位：千円)

	保育事業	ビルメンテナンス 事業	コンサルティング 等事業	合計
当期償却額	—	1,343	1,719	3,062
当期末残高	—	5,148	6,591	11,740

当中間連結会計期間（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）

(単位：千円)

	保育事業	ビルメンテナンス 事業	コンサルティング 等事業	合計
当期償却額	—	1,343	1,719	3,062
当期末残高	—	2,463	3,152	5,615

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2024年7月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (2025年12月31日)
1 株当たり純資産額	374円36銭	515円56銭

1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自2024年7月1日 至2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自2025年7月1日 至2025年12月31日)
1 株当たり中間純利益	131円49銭	141円20銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	31,105	33,404
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株株式に係る親株主に帰属する中間純利益 (千円)	31,105	33,404
普通株式の期中平均株式数 (株)	236,568	236,568

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年3月31日

株式会社ぼすとめいとホールディングス
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市

指 定 社 員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 相羽 美香子
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ぼすとめいとホールディングスの2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年7月1日から2025年12月31日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ぼすとめいとホールディングス及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2025年7月1日から2025年12月31日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上